

令和元年度小規模事業者販路開拓助成金の交付を 希望する小規模事業者（製造業）を募集します

（公財）長野県中小企業振興センターでは、令和元年度の小規模事業者販路開拓助成金の交付申請について、次のとおり募集します。小規模事業者の皆さん、この助成金を活用して、県外や海外で開催される展示会、見本市等に出展し、自社の技術・製品等の販路開拓を図ってください。

記

応募方法

今年度の募集は、今回を含めて11月まで約4回の募集を予定しております。ただし、応募の状況により、募集回数の減少又は増加する場合があります。

また、同一年度に中小企業販路開拓助成金の助成を受ける小規模事業者は、応募できません。

- 1 募集(受付)期間 《第1回》
令和元年6月10日（月）～ 令和元年6月28日（金）（郵送必着）
※第2回目の募集は、7月下旬に予定しています。
- 2 提出書類 小規模事業者販路開拓助成金事業計画書（交付申請書）に商工会・商工会議所の意見を付した経営計画書及び添付書類
- 3 書類提出先 （公財）長野県中小企業振興センター マーケティング支援センター
- 4 助成金の交付決定 必要に応じてヒアリングを実施します。その後、内容を審査のうえ決定します。

なお、助成金の交付決定を受ける前に支払った経費は対象になりません。

（※）事業計画書（交付申請書）・要綱等は、当センターホームページ「ビーなび信州」からダウンロードできます。

<https://www.icon-nagano.or.jp/cms/modules/contents/page/shoukibo2019.html>

（word版はこちら→ <https://www.icon-nagano.or.jp/shoukibo2019.docx>）

助成金の概要

1 助成対象展示会、見本市等

以下に掲げる要件を備えているもの。ただし、開催目的が消費者への販売のみである場合には対象外となります。

- （1）助成対象者の製品及び商品の販路開拓に資するものであること。
- （2）長野県外（海外含む）で開催されるものであること。
- （3）主催者及び共催者が（公財）長野県中小企業振興センター（以下「センター」という）、国又は地方公共団体以外の者であること。
- （4）センターまたは県市町村が共同出展者を募集する展示会、見本市等の場合においては、「長野県コーナー」又は「市町村コーナー」への出展でないこと。
- （5）助成対象経費について中小企業販路開拓助成金の助成及び他の行政機関、公的支援機関から助成を受けていないこと。

※対象となる展示会、見本市等は、

交付決定日～令和2年2月末日までに開催される展示会、見本市等で小間代等の支払いが済んでいないものが対象となります。

※助成対象となる展示会、見本市等について、ご不明の場合は事前にお問い合わせください。

2 助成対象者

展示会、見本市等へ出展しようとする小規模事業者（製造業）です。

※助成対象者等の詳細は、「小規模事業者販路開拓助成金交付要綱」によります。

3 助成対象経費等 下表のとおり

区 分	助成対象経費	助成額
海外展示会	主催者に支払う出展料及びその他対象経費（装飾料、通訳代、印刷製本費〈外国語版パンフレット作成費用等〉、運送費、渡航費） 〔消費税額を除く〕 ※詳細につきましては要綱をご確認下さい。	・ 出展料（小間料）及びその他対象経費合計の <u>2分の1以内の額</u> とし、助成額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切捨てる。 ・ <u>750,000円を限度</u> とする。
国内（県外）展示会	主催者に支払う出展料 〔消費税額を除く〕	・ 出展料（小間料）の <u>2分の1以内の額</u> とし、助成額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切捨てる。 ・ <u>200,000円を限度</u> とする。

* 助成金の交付決定の前に支払った経費は対象外です。

4 その他

- (1) 申請者多数の場合は、条件を満たしていても助成額を減額する場合があります。
- (2) 同一年度における助成金の交付は1社1件（展示会、見本市等1回）に限ります。
- (3) 事業終了後2年間、販路開拓状況について成果等の報告書（決算報告書を含む。）の提出をお願いします。

詳細は下記へお問い合わせください。

問い合わせ先

公益財団法人長野県中小企業振興センター マーケティング支援センター（担当：高橋）
〒380-0928 長野市若里 1-18-1 長野県工業技術総合センター3階

TEL 026-227-5013 FAX 026-228-2867 E-mail : matching@icon-nagano.or.jp